

第4回 憲法講座

憲法を力に使い捨て労働と 社会保障改悪にストツプを

9月20日、憲法講座の第4回を行いました。今回のテーマは「働くルール・社会保障と憲法」です。



とてもわかりやすく興味深いお話でした 9/20 北多摩東教育会館

ラセクハラの増加など労働条件と雇用環境はどんどん悪化しています。「ブラック企業」の増加もあります。教職員の世界もブラック企業になっているという参加者の発言もありました。

生存権はどうか。生活保護バッシングが強まり、外国に比べて低い生活保護の補足率、保護を制限する「水際作戦」など25条の解釈改憲という事態が進んでいます。

安倍政権は急ピッチで、雇用を「守る」のではなく、「雇用の流動化」を進めようとしています。企業が労働者を使い捨てにできる仕組みです。

社会保障では、「自助・共助」を基本にして、扶養義務者のいる者は生活保護から排除されます。子どもがいる高齢者はまず子どもに扶養料を出してもらえということです。

秋の国会で出される「生活困窮者自立支援法案」は、働く能力がある限り生活保護申請すらさせないようにしようというのです。

憲法には、「生存権」「教育を受ける権利」「勤労の権利」「労働基本権」と、20世紀になってから勝ち取られた社会権が保障されています。これは、人間に値する生活を国に要求することができる権利です。

しかし、実態はどうか。講師の田所弁護士（三多摩法律事務所）は、実例を示してくれました。長時間労働。うつ、過労自殺、残業代不払い、パワハ

をしてきました。

生存権を守るたたかいでも、かつてない運動がおきています。全国1万人の一斉審査請求運動です。

生活を守るために、多くの人と手を結んでいきましょう。



みんなはひとりのために、
ひとりはおんなのために

～柏江での組合加入の取り組み～（寄稿）

組合加入をどうやって取り組んだらいいのか？「この間私の思い悩んでいたことでした。ただ組合に入ってくれませんか」では話にならないし、組合の必要性を語ってもなかなか加入にはつながりませんでした。散々失敗を繰り返す中でしたが、ここに至って2名の組合加入を進めることができました。お二人の組合加入決議の思いは、「自分たちの願い（＝要求）をかなえるためには、組合に入った方がいい」というものでした。多くの人が目にする支部ニースです。加入に至る詳細は書くことができませんが、加入を勧めた私としては、このお二人の信頼を裏切ることがないようにしなければと決意しています。さらに、もつと、もつと多くの方に加入を勧められそうな気もしています。

第5回 憲法講座

「平和と女性の人権を守る日本と世界を」

日時 10月18日（金）18：30～

場所 北多摩東教育会館

青井未帆さん（学習院大学法科大学院教授）

いったい憲法は誰のために何のためにつくられたのか。

いま政治の世界でなされている憲法改正の議論はあまりにおかしいと考えています。（青井未帆）

どなたでも参加できます。参加無料！

フレンドリー「ひとり一品以上」利用拡大キャンペーン企画

職場共同購入専用企画
フレンドリー企画の
9・10月版として
ご案内します

東北復興支援
企画

- ①全ての職場で多くの教職員が生協組合員でない方も含め「ひとり一品以上」のご利用をしてくれる事を期待しています。
- ②各職場で10名以上のご利用があれば、コフコーヒーを無料でプレゼントします。（レギュラーコーヒー、粉、350g）

★1人でも多くの教職員が利用することで 職場の暮らしを守る東北支援の輪を広げましょう！

★お届けは11月初旬に職場に

締切日 10月25日（金）